

## 答 申 書

(答申第22号)

平成12年1月12日

### 1 審査会の結論

- (1) 個人を特定して開示請求された当該個人に係る狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく畜犬登録原簿の写し及び狂犬病予防注射済証の写し並びに平成8年度の犬の登録台帳整理簿のうち、次の部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。
  - ア 畜犬登録原簿の写しのうち、犬の所有者の電話番号
  - イ 犬の登録台帳整理簿のうち、犬の所有者の住所、氏名、犬の所在地及び犬の名
- (2) 平成8年度の犬の登録台帳整理簿のほか、次の文書を3の(1)のアの(ウ)の「接種しなかった場合にどのような措置をしたかが分かる文書」として特定し、犬の所有者の住所、氏名及び電話番号並びに犬の名前を除き開示すべきである。
  - ア 平成9年〇月〇日付け〇〇第〇〇～〇〇号〇〇保健所長通知
    - (ア) 通知文案
    - (イ) 狂犬病予防注射のお願い
    - (ウ) 予防注射督促一覧表
  - イ 平成10年〇月〇日付け〇〇第〇〇号〇〇保健所〇〇支所長通知
    - (ア) 決定書
    - (イ) 通知文案
    - (ウ) 未注射犬所有者督促文案
    - (エ) 未登録犬所有者督促文案
    - (オ) 予防注射督促一覧表
    - (カ) 未登録名簿
- (3) 〇〇町の平成6年度から平成10年度までの予防注射の告示期間が分かる文書を不存在としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案における審議について
  - ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、次のとおりである。
    - (ア) 〇〇町に在住する特定の個人（以下「本件個人」という。）に係る平成6年度から平成10年度までの狂犬病予防法（以下「法」という。）に基づく畜犬登録と予防注射の接種状況が分かる文書
    - (イ) 〇〇町の平成6年度から平成10年度までの予防注射の告示期間が分かる文書（以下「本件告示期間が分かる文書」という。）
    - (ウ) (イ)の告示期間内に注射対象の犬がすべて接種したかどうか分かる文書、また、

接種しなかった場合にどのような措置をしたかが分かる文書

(エ) ○○町、○○管内及び全道における予防注射の接種率が分かる文書

イ 本件開示請求に対し北海道知事（以下「実施機関」という。）は、アの(ア)に該当する文書として本件個人の狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）第4条に基づく畜犬登録原簿の写し（以下「本件登録原簿」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「規則」という。）第12条に基づく狂犬病予防注射済証の写し（以下「本件注射済証」という。）を、アの(ウ)に該当する文書として平成8年○月○日付け○○第○○号○○保健所長通知による平成8年度の犬の登録台帳整理簿（以下「本件整理簿」という。）を特定し、そのうち、それぞれ次の部分が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとし、また、アの(イ)及び(エ)については不存在であるとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(ア) 本件登録原簿

犬の所有者の電話番号、犬の種類、犬の毛色、犬の名、犬の生年月日及び犬の性別

(イ) 本件注射済証

種類、毛色、名号、生年月日及び性別

(ウ) 本件整理簿

所有者氏名、所有者住所、犬の所在地及び犬の名

また、異議申立人は、犬の登録台帳整理簿（以下「整理簿」という。）について、平成6年度、7年度、9年度及び10年度分も存在するとしてその開示を求めていることから、実施機関がアの(ウ)に該当する公文書は本件整理簿のみであるとした点からの本件処分の妥当性についても判断することとする。

なお、アの(エ)については、本件処分後、実施機関において参考となる資料を異議申立人に対し情報提供しており、異議申立ての利益を既に失っていることから、当審査会では判断しないこととする。

(2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件登録原簿及び本件注射済証について

(ア) 一般に個人が犬を所有し、又は管理しているということは、犬の一般的な飼養形態等から考えれば、通常他人に知られたいと認められる情報とまではいえないが、畜犬登録原簿の写し（以下「登録原簿」という。）は、犬を所有しているというだけでなく、登録をしているということ、また、狂犬病予防注射済証の写し（以下「注射済証」という。）は、犬を所有し、又は管理しているというだけでなく、注射をしているということを表していることから、これらを開示することにより、結果として未登録であることが明らかになるおそれがある。そして、自己の所有す

る犬が未登録であること又は自己の所有し、若しくは管理する犬が未注射であることは、単に犬を所有し、又は管理していることとは異なり、通常他人に知られたくないと認められる情報であるといえる。

したがって、登録原簿及び注射済証に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、1号情報に該当すると考えられる。

- (イ) しかしながら、本件開示請求にあつては、請求の対象が特定の個人に関する文書であることから、当該文書を特定の個人の住所及び氏名によって特定せざるを得ず、これを特定することによって氏名及び住所については秘匿の利益を失うことになることから、本件処分においては、本件個人の氏名及び住所が既に開示されている。

このことからすれば、個人の氏名及び住所が既に明らかになっている本件登録原簿及び本件注射済証に記録されている犬の種類、毛色等の犬に関する情報については、個人の財産に関する情報ではあるが、犬の一般的な飼養形態等からみれば、それ自体が通常他人に知られたくないと認められる情報とまではいえず、1号情報に該当しないと判断する。

しかし、本件登録原簿に記録されている電話番号（以下「本件電話番号」という。）については、電話番号が通常他人に知られたくないと認められる情報であり、かつ、本件登録原簿を特定するために必ずしも必要な情報ではないことから、1号情報に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、電話番号が一般に電話帳に掲載されていることから、何人でも知りうる情報であるため、本件電話番号については開示すべきであると主張しているが、電話番号を電話帳に掲載するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、1号情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず社会通念上他人に知られたくない情報か否かという客観的な基準により判断すべきであるため、異議申立人の主張は採用できない。

#### ウ 本件整理簿について

本件整理簿は、平成7年度において登録されていた犬のうち、平成8年6月末日までに予防注射を実施していなかった犬の所有者に対し、予防注射の督促をするために作成した文書であることが認められる。このことから、本件整理簿は、未注射であった犬の所有者であるということ及び予防注射の督促を受けた者であるということを表しており、これらはいずれも通常他人に知られたくない情報であると認められることから、本件整理簿に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、1号情報に該当すると考えられる。

このことからすれば、本件整理簿に記録されている情報のうち、犬の所有者の氏名、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、また、犬の所在地及び犬の名については、本件整理簿が特定の地域に限定されたものであることからすれば、これを開示すると他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性があるため、いずれも1号情報に該当すると判断する。

#### (3) 条例第11条の該当性について

- ア 異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件登録原簿、本件注射済証及び本件整理簿（以下「本件登録原簿等」という。）に記録されている内容を開示するこ

とが公益上必要である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断することとする。

イ 条例第11条は、非開示情報が記録されている場合にあっては、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、開示をするものとするとして定めている。

ウ 異議申立人は、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、適正に登録、注射が行われているかを確認するため、本件登録原簿等は開示される必要がある旨主張する。

しかしながら、本件登録原簿及び本件整理簿のうち、電話番号については、本件事案においては公益上開示の必要があると認められないことは明らかであり、また、本件整理簿については、法において、狂犬病を予防するための措置が講じられていること及び狂犬病の発生例が国内においては昭和31年以後ないことからすれば、所有する犬が未注射であったこと及び未注射であったことにより予防注射の督促を受けていたという通常他人に知られたいと認められる情報を開示することが、狂犬病から人の生命、身体又は健康を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

エ したがって、(2)で非開示妥当と判断した部分について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとはいえない。

オ なお、近年、道内において犬の咬傷事故が多発している事実はないが、道における咬傷事故発生時の対応については、被害者に対する情報提供が制度化されておらず、もっぱら加害者からの申し出に頼っている現状からすれば、被害者に対する個別の情報提供を制度化するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。しかしながら、これは条例に基づく公文書の開示によってではなく、動物の保護管理業務において実現すべきものであると考える。

(4) 平成8年度以外の「接種しなかった場合にどのような措置をしたかが分かる文書」について

異議申立人は、平成8年度以外の年度についても本件整理簿と同種の文書が存在するとしてその開示を求めているが、本件整理簿が、登録原簿と注射済証の情報に基づき実施機関が電子計算機に随時入力し、磁気ディスクに蓄積したデータから出力時の属する年度の前年度までに登録した犬のうち、出力時に設定した基準日までに未注射であった犬の所有者を条件に抽出し、作成した文書であり、また、電子計算機による登録事務の処理が平成7年度から行われていることから、本件整理簿と同種の文書は、平成7年度以前においては存在しないことは明らかである。また、磁気ディスクに記録されているデータは随時更新されるため、過去の時点のデータについては、当該時点でのバックアップデータを保有していない限り出力不可能であると認められる。

しかし、実施機関においてその後調査した結果、平成9年度及び10年度については予防注射督促一覧表（以下「一覧表」という。）という名称の公文書が作成されていることが判明した。一覧表に記録されている情報をみると、本件整理簿と比較して、出力日の属する年度の前年度までに登録された犬のうち、出力時に設定した基準日において未注射である犬という抽出条件は同一であり、また、出力項目についても登録年月日、犬の所在地、犬の生年月日以外は同一であることが認められる。

したがって、本件整理簿のほか、3の(1)のアの(ウ)の「接種しなかった場合にどのような措置をしたかが分かる文書」として、平成9年〇月〇日付け〇〇第〇〇～〇〇号〇

○保健所長通知及び平成10年○月○日付け○○第○○号○○保健所○○支所長通知を特定し、本件整理簿における非開示情報と同種の情報である犬の所有者の住所、氏名及び電話番号並びに犬の名前を除き開示すべきであると考えます。

(5) 本件告示期間が分かる文書について

狂犬病の予防注射の実施については、規則第11条に予防注射の時期が規定されていることから、期間について別に定める必要はなく、また、現にこれを定めたものはないことが認められる。

したがって、本件告示期間が分かる文書を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 6 月 18 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 7 月 12 日 (第14回 審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成11年 7 月 19 日 (審査会第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年 8 月 3 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 9 月 8 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 9 月 27 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年10月18日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年11月22日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月 7 日	○ 審議

(審査会第一部会)	
平成11年12月13日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月17日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年12月27日 (第20回審査会)	○ 答申案審議
平成12年 1 月12日	○ 答申